

○経済産業省告示第百八十二号

遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成十六年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号）別表第一号の規定に基づき、遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるG I L S P 遺伝子組換え微生物の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

経済産業大臣 赤澤 亮正

遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるG I L S P 遺伝子組換え微生物の一部を改正する告示

遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるG I L S P 遺伝子組換え微生物（平成十六年経済産業省告示第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改め、同条の見出し及び条名を削る。

遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成十六年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号）別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるGILSP遺伝子組換え微生物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する遺伝子組換え微生物とする。

- 一 当該遺伝子組換え微生物の宿主が次のイからハまでのいずれにも該当すること。
 - イ 病原性がないこと。
 - ロ 病原性に関係のあるウイルス及びプラスミドを含まないこと。
 - ハ 安全に長期間利用した歴史があること又は特殊な培養条件下以外では増殖が制限されること。
- 二 当該宿主に供与される核酸及び当該遺伝子組換え微生物の作成に用いられるベクターが次のイ及びロのいずれにも該当すること。
 - イ 性質が十分明らかにされており、有害と認められる塩基配列を含まないこと。
 - ロ 伝達性に乏しく、かつ、本来耐性を獲得することが知られていない生細胞に耐性マーカーを伝達し

ないこと。

三 当該遺伝子組換え微生物が次のイ及びロのいずれにも該当すること。

イ 病原性がないこと。

ロ 宿主と比べて増殖する能力が高くないこと。

第二条、別表第一、別表第二及び注釈を削る。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。